令和８年（フ）第６６３号
北九州市八幡西区東鳴水３丁目３番４号（201号）
債務者　瀧口　純治
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６８９号
北九州市門司区高田１丁目11番１―1506号
債務者　大輪　莉子こと　平田　莉子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１１６６号
さいたま市岩槻区諏訪５丁目４番地７　レオパレスシャンテ107
債務者　都築　琢也
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３０２号
埼玉県川口市西川口１丁目27番21―505号　ＡＺＥＳＴ西川口、旧住所東京都板橋区小豆沢１丁目15番16号　ファンタジアコート小豆沢202
債務者　辻山　沙織
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３７８号
埼玉県川口市大字小谷場878番地　ガーラ・レジデンス南浦和　201号
債務者　星　　美香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１３８８号
埼玉県上尾市原新町10番１号　レミング201
債務者　幸田　拓真
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第４９５号
埼玉県春日部市粕壁6918番地５　春日部八木崎住宅３―102
債務者　鈴木　　幾
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第５３２号
埼玉県三郷市戸ケ崎３丁目398番地５
債務者　高野　　茂
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
愛知県豊田市野林町サラタ32番地
債務者　上坂　創多
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８３号
愛知県碧南市金山町１丁目26番地17
債務者　中根　好孝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４０８号
愛知県高浜市芳川町三丁目９番地60　リヴァージュ高浜Ⅱ―１Ｄ、前住所愛知県高浜市芳川町四丁目２番地144
債務者　鈴木　供子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５号
北海道滝川市新町３丁目12番７―103号空知ハイツ
債務者　村川　　稔
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和８年（フ）第２４９号
盛岡市西仙北二丁目13番29号　アヴニール西仙北101号
債務者　村山　桂祐
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２４３号
群馬県伊勢崎市安堀町1867番地６　ロジュマン安堀８号館205
債務者　安達　球江
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１９４号
群馬県藤岡市本郷903番地１　県住Ｈ棟157号
債務者　篠崎みなみ
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第１９５号
群馬県高崎市福島町709番地２　アニメート102号
債務者　田村　龍海
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第５６８号
大阪府高石市綾園５丁目８番８―302号、住民票上の住所大阪府泉大津市東助松町３丁目14番９号
債務者　池田　瞬太
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６５８号
大阪府河内長野市大師町30―30、住民票上の住所大阪府八尾市太子堂１丁目５番41号
債務者　竹中　敬治
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係